

緊急小口資金（特例貸付）の申請書類について

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対して上限 20 万円の貸付制度を実施しています。申請に必要な提出書類は下記のとおりですので、参考にしてください。

なお、申請書類の受付については、事前予約制としております

詳しくは、伊根町社会福祉協議会（32-0176）にお問い合わせください。

【社協で記載していただく書類】

- ① 緊急小口資金特例貸付借入申込書
- ② 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ③ 緊急小口資金特例貸付借用書
- ④ 収入の減少状況に関する申立書
- ⑤ 口座振替依頼書（京都銀行、ゆうちょ銀行、京都府内の農業協同組合、京都北都信用金庫に限る。）

【持参していただく書類等】

- ① 住民票（原本）
（世帯全員分記載で、原則直近 3 カ月以内のもの、写しは不可）
- ② 資金の振込先の口座通帳またはキャッシュカードの写し
（通帳がない場合は、振込先の口座を確認できるもの）
- ③ 本人確認書類、次のいずれか
ア．運転免許証
イ．パスポート
ウ．マイナンバーカード
エ．健康保険証
オ．在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
- ④ 返済について、口座引落になりますので、引落口座の銀行印を持参して下さい。

626-0413

伊根町字泊 1 番地

伊根町社会福祉協議会

電話：32-0176